

DC法改正の足元の動向について

確定拠出年金業務部

1.はじめに

2020年6月5日に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布され、加入可能年齢引き上げ、個人型DCの同時加入要件の緩和、企業型DCの拠出限度額の見直し等を目的とした改正確定拠出年金法が、2024年12月にかけて順次施行されます。

2021年9月27日には厚生労働省令が公布され、2022年10月までに施行される改正確定拠出年金法に係る関係政令、関係省令が全て明らかになりました。

そこで、本稿では、2022年10月までに施行される事項を中心に、改正確定拠出年金法の内容についてご紹介いたします。なお本稿は2022年1月末時点の最新の情報に基づいております(図表は厚生労働省資料より弊社にて作成)。

2.加入可能年齢の引き上げ(2022年5月施行予定)

(1)企業型DC

これまで企業型DCでは、60歳未満の厚生年金被保険者を加入者とすることができました。また、60歳以降は、規約に定めがある場合、60歳前と同一事業所で引き続き使用される厚生年金被保険者についてのみ、65歳未満の規約で定める年齢まで加入者とすることができました。

今般の改正により、企業の高齢者雇用の状況に応じたより柔軟な制度運営を可能とするため、厚生年金被保険者(原則70歳未満)であれば、同一事業所で引き続き使用される者でなくても加入者とすることができるようになります【図表1】。

これにより、規約に定めることで60歳以上でも企業型DCに加入可能となりますが、通算加入者等期間の対象は現行と変わらず60歳までのため、60歳超で初めてDC加入する等、通算加入者等期間のない者については、原則加入時から5年経過しないと老齢給付金が受給できないこと、企業型DCを裁定し既に老齢給付金を受給している者は企業型DCに再度加入することはできないことに注意が必要です。

また、法施行に伴い60歳超の一定の年齢で資格喪失することを規約に定める場合、既に規約変更前に60歳到達により資格喪失して運用指図者になっている者は年齢引き上げ後の加入要件を満たしていれば加入者となります。法施行前に資格喪失年齢を60歳超に引き上げている場合、60歳到達時に同一事業所に引き続き使用されないために加入できていなかった者や法施行後60歳以上で新規採用される者も加入者となります【図表2】。

ただし、運用指図者は従来老齢給付金の受給要件を満たしていれば受給が可能であったこと等を考慮し、規約で定めることにより、上記の運用指図者や60歳超の新規加入者を加入対象外としたり、加入選択制とすることが可能です。

(2)個人型DC

個人型DCでも、高齢期の就労が拡大していることを踏まえ、現行では60歳未満となっている加入に関する年齢要件を撤廃し、国民年金の被保険者であれば加入可能となります。これにより、第2号被保険者(サラリーマン、公務員等)は原則65歳未満であれば個人型DCに加入できることとなります【図表3】。

図表1 企業型DCの加入可能年齢引き上げイメージ

	20~59歳	60~64歳	65~69歳
企業型DC	加入可能	【現行法】同一事業所で継続して使用される厚生年金被保険者に限り65歳未満が加入可能	【改正法】同一事業所要件が撤廃され、厚生年金被保険者が加入可能へ
確定給付企業年金(DB)	加入可能		
厚生年金被保険者	厚生年金被保険者の期間(※1)		

(※1)20歳未満の者についても適用事業所に使用される場合は被保険者となる

図表2 法改正に伴う運用指図者の再加入

(従来の資格喪失年齢が60歳のプランで、対象者が62歳の時点で資格喪失年齢を64歳に引き上げた場合)

	60歳	62歳	64歳
従来	加入者	運用指図者	運用指図者
引き上げ時	加入者	運用指図者	加入者

(弊社作成)

(2022年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗部等にご照会下さいませようお願い申し上げます。

DC法改正の足元の動向について

図表3 個人型DCの加入可能年齢

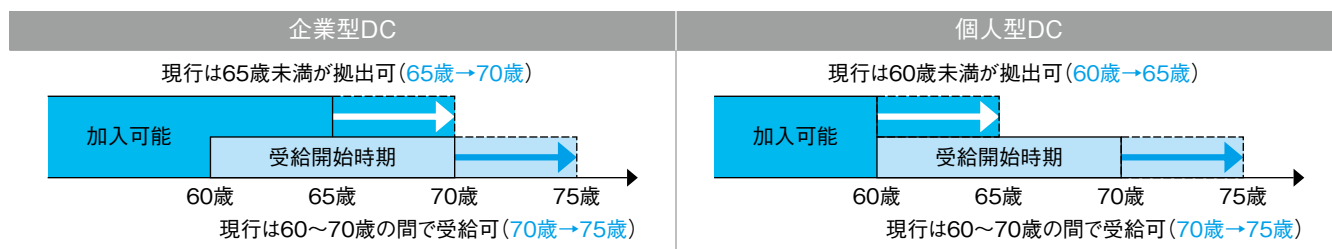
国民年金被保険者	①第1号被保険者	60歳未満
	②第2号被保険者	原則65歳未満
	③第3号被保険者	60歳未満
	④任意加入被保険者	保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入可能(原則65歳未満)

企業型DCと同様に、個人型DCでも60歳超の加入の場合、通算加入者等期間がない者は5年経過しないと老齢給付金の給付が受けられず、既に個人型DCを裁定し老齢給付金を受給している者や公的年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金)を受給している者は再度個人型DCに加入することはできません。

3. 受給可能年齢の引き上げ(2022年4月施行予定)

企業型DC、個人型DCの加入可能年齢の引き上げに伴い、老齢給付金の受給開始時期の選択肢が拡充されます。

図表4 受給可能年齢の引き上げ



図表5 個人型DC脱退一時金の受給要件

現行	法改正後
次のいずれも満たす場合	次のいずれも満たす場合
<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料免除者であること ● 企業型の脱退一時金を受給していないこと 	<ul style="list-style-type: none"> (削除)
(新設)	<ul style="list-style-type: none"> ● 60歳未満であること ● 企業型年金加入者でないこと ● 第62条第1号各号に掲げる者(=個人型DC加入者になれる者)に該当しないこと ● 国民年金法附則第5条第1項第三号に掲げる者(=日本国籍を有する海外居住者で20歳以上65歳未満の者)に該当しないこと ● 通算の掛金拠出期間が5年以下または資産額が25万円以下であること(本号に限り2021年4月1日施行済)
<ul style="list-style-type: none"> ● 通算の掛金拠出期間が3年以下または資産額が25万円以下であること ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 最後の企業型又は個人型の資格喪失から2年以内であること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害給付金の受給権者でないこと ● 最後の企業型又は個人型の資格喪失から2年以内であること

帰国した外国籍の者は、個人型DCの加入者にならないため(=国民年金の加入者となれない)、脱退一時金が受給できるようになります

現行では老齢給付金の受給開始は60歳から70歳までの間で選択可能となっていますが、この受給開始年齢の上限が75歳まで引き上げられます【図表4】。

これにより、現行では70歳までに老齢給付金の裁定請求を行わない場合は70歳到達時に自動的に裁定されます(いわゆる強制裁定)が、強制裁定の年齢も75歳に引き上げられます。また、老齢一時金を受給する場合、現行では受給する年の前年以前14年以内に他の退職一時金を受給している場合、DCの老齢一時金と当該受給済の他の退職一時金の金額に応じて退職所得控除額が調整されますが、2022年4月に所得税法施行令も改正され、「14年」が「19年」になります。

4. 脱退一時金受給要件の緩和(2022年5月施行予定)

(1) 個人型DC

受給要件のうち、「保険料免除者」であることが削除され、「個人型DCに加入できない者(=国民年金の加入者になれない者=外国籍の外国居住者)」の要件が追加されることにより、通算の拠出期間等の要件を満たせば、外国籍人材の帰国の際に脱

DC法改正の足元の動向について

退一時金が受給できるようになります。そのほか、通算拠出期間の条件が3年以下から5年以下と緩和される等、外国籍人材に係る事項以外も改正されます【図表5】。

(2) 企業型DC

現行の受給要件を満たす場合のほか、個人別管理資産額が1.5万円を超えている場合でも、個人型DCの脱退一時金の受給要件を満たすことで、個人型DCに移換せずに企業型DCから直接脱退一時金を受給できるようになります。

なお、個人型DC、企業型DCとも、法施行以前に脱退した方でも法施行後の脱退一時金の受給要件を満たせば、受給することができます【図表6】。

5. ポータビリティの拡充(2022年5月施行予定)

継続的な老後の所得確保に向けた取組を行いやすい環境づくりのため、これまでも法改正で制度間のポータビリティが拡充されてきましたが、今回の改正では、終了した確定給付企業年金から個人型DCへのポータビリティ、企業型DCから企業年金連合会が運営する通算企業年金へのポータビリティが可能となり

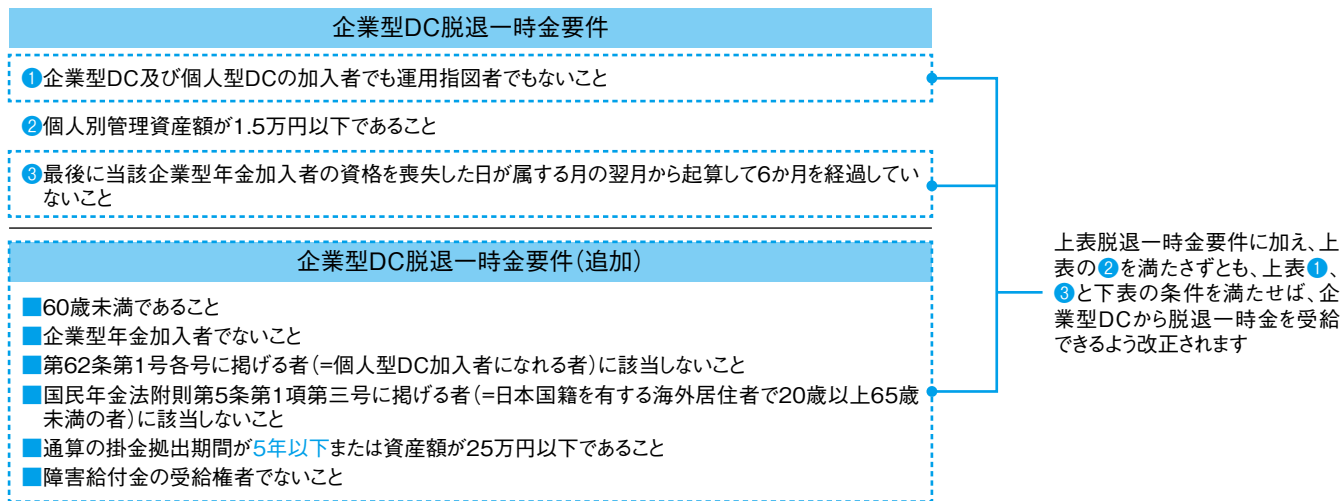
ます【図表7】。

企業型DCから通算企業年金への移換が可能となることを受け、事業主は企業型DCの資格喪失者に対して、「通算企業年金への移換が可能である旨」の説明が必要となります。

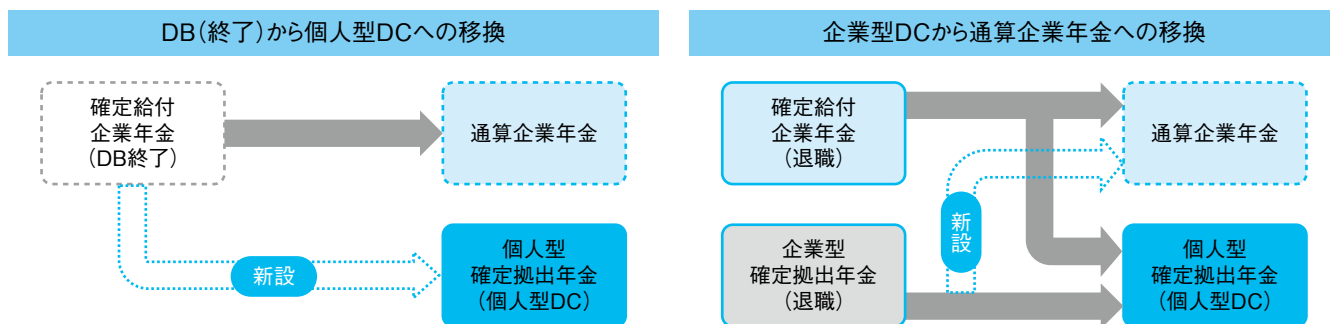
6. 企業型DC加入者の個人型DCへの加入要件の緩和(2022年10月施行予定)

これまで企業型DC加入者のうち個人型DCに加入できるのは、労使合意に基づく規約の定めがあって企業型DCの事業主掛金の上限を引き下げた企業の従業員に限られていたため、ほとんど制度が活用されていませんでした。今回の改正では、規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても、全体の拠出限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、個人型DCに加入し掛金を拠出できるようになります(企業型DCと個人型DCの「同時加入」)。同時加入時の具体的な拠出限度額は、DB無しの企業の場合は「5.5万円ー企業型DCの事業主掛金額(上限2.0万円)」、DB有りの企業の場合は「2.75万円ー企業型DCの事業主掛金額(上限1.2万円)」となります【図表8】。

図表6 企業型DC脱退一時金の受給要件



図表7 ポータビリティの拡充

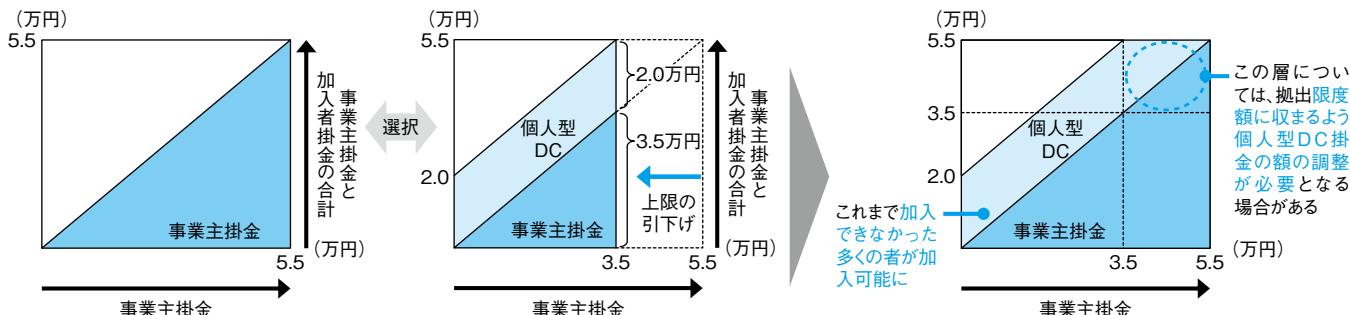


DC法改正の足元の動向について

図表8 個人型DC加入要件緩和

【現行】 個人型DCの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員が個人型DCに加入不可

【見直し】 規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者が個人型DCに加入可能



※企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

このように、法施行後は企業型DCの規約に定めがなくても個人型DCに同時加入できるようになりますが、企業型年金加入者掛金（マッチング拠出）を拠出している者は個人型DCに同時加入できないこと、企業型DCの事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない（いわゆる拠出金を年単位化している）規約においては個人型DCに同時加入することができないことに注意が必要です。現時点で企業型DCをいわゆる年単位拠出としている規約については、規約にその旨を記載する必要がある（承認事項）とともに、その旨をRKに通知する必要があります。また、年単位化拠出としていない規約についても規約にその旨を記載することが求められます（法改正に伴う特に軽微な変更）。

本改正を受け、企業型DCと個人型DCの掛金額を合算管理する仕組みが構築される予定です。合算管理は企業年金連合会が用意する「企業年金プラットフォーム（仮称）」で行われ国民年金基金連合会が個人型DCの限度額をチェックしますが、各加入者における企業型DCと個人型DCの掛金額データの紐づけは「基礎年金番号・生年月日・性別」をキーに行われますので、事業主はRKに登録されている企業型DC加入者の「基礎年金番号・生年月日・性別」が正しく登録されているか、事前に確認する必要があります。

7. 企業型DC拠出限度額の見直し（2024年12月施行予定）

企業型DCの拠出限度額は制度創設時（2001年）に、公的年金と合わせて退職前給与の6割に相当する水準を勘案して設定され、その後何度か引き上げが行われ、現在の額になっています。制度創設当初より、確定給付型に加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないよう、企業型DCのみを実施する場合の拠出限度額から、確定給付型に拠出する掛金相当額を控除するという基本的な考え方に立ち、DB等の他制度有りの場合の拠出限度額は、企業型DCのみを実施する場

合の拠出限度額（現行5.5万円）の一律半額（現行2.75万円）とされました。しかし、厚生労働省作成資料によれば、実態としては現在DBにおいて約9割の企業の掛金額が2.75万円を下回っていることから、公平性の観点から課題とされてきました。そこで今回この点を見直し、加入者それぞれが加入しているDB等の他制度ごとの掛金相当額（他制度掛金相当額※1）を反映させることで、公平できめ細やかな算定方式に改善されることとなります。

（※1）他制度掛金相当額とは、DB等の他制度ごとに、その給付水準から企業型DCと比較可能な形で評価したもので、複数のDB等の他制度に加入している場合は、その合算となります。

（1）企業型DCの拠出限度額

企業型DCの拠出限度額の算定に当たっては、加入者が加入しているDB等の他制度掛金相当額を控除することになります【図表9】。

図表9 企業型DCの拠出限度額

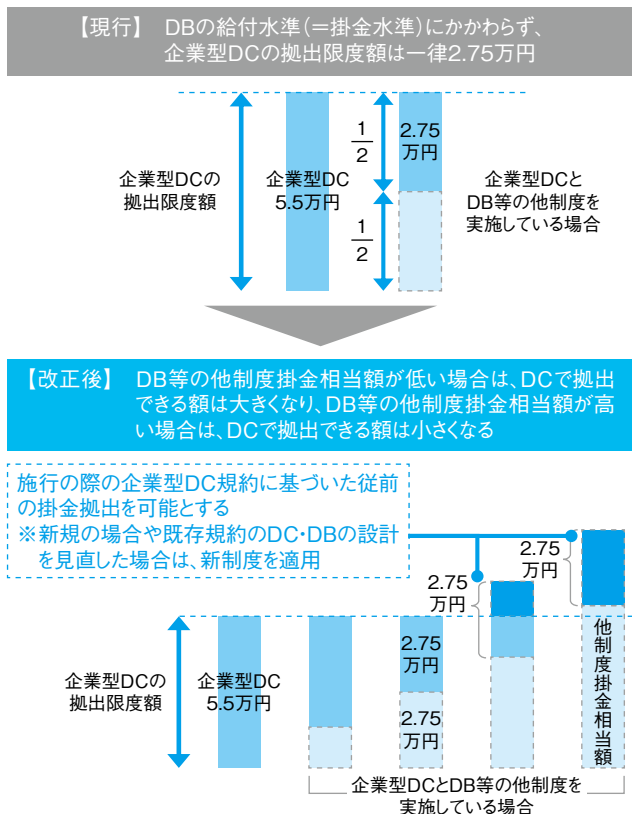
	現行の内容	見直し後の内容 （2024年12月1日施行）
企業型DCのみに加入する場合	月額5.5万円	月額5.5万円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額
企業型DCとDB等の他制度に加入する場合	月額2.75万円（5.5万円から一律2.75万円を控除）	

ただし、他制度掛金相当額が2.75万円を超える場合、現在の企業型DCの拠出限度額が減少する企業も出てくる可能性があります。そのため、法施行の際に従前の企業型年金規約に基づいた掛金拠出を継続することを可能とする経過措置が設けられます。つまり、月額5.5万円から他制度掛金相当額を控除し

DC法改正の足元の動向について

た額が2.75万円を下回るときは、企業型DCの拠出限度額を2.75万円のままとすることができます。なお、経過措置は実施事業所単位で管理されます【図表10】。

図表10 企業型DCの拠出限度額の見直しに伴う経過措置



ただし、法施行日以後に新たに企業型DCを実施した場合や企業型DCの事業主掛金の算定方法・DBの給付設計を変更する規約変更を行った場合などに該当したときは、経過措置の適用は終了し、新制度が適用されます。また、月額2.75万円を超えて企業型DCの事業主掛金を拠出しようとする場合も経過措置の適用は終了し、新制度が適用されます（経過措置が終了し、新制度を適用する場合には、企業型年金規約の変更と企業型RKへの通知が必要です。）。

(2) 企業型DCに加入する者の個人型DCの拠出限度額

個人型DCの拠出限度額の上限を月額2.0万円に統一し、企業年金（企業型DC、DB等の他制度）に加入する者の拠出限度額について公平を図る制度改正がなされます。

企業年金に加入する者の個人型DCの拠出限度額は「月額2.0万円かつ事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額）との合計が月額5.5万円の範囲内」となり、事業主の拠出額が3.5万円を超過すると、その分個人型DCの拠出限度額は2.0万円から減算されることとなります【図表11】。

図表11 企業型DCに加入する者の個人型DCの拠出限度額

国民年金第2号被保険者	2022年10月1日～	2024年12月1日～
① 企業型DCのみに加入	月額5.5万円－各月の企業型DCの事業主掛金額（ただし月額2万円を上限）	月額5.5万円－（各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額）（ただし、月額2万円を上限）
② 企業型DCとDB等の他制度に加入	月額2.75万円－各月の企業型DCの事業主掛金額（ただし、月額1.2万円を上限）	
③ DB等の他制度のみに加入（公務員を含む）	月額1.2万円	

なお、企業型DC制度においては、施行時に他制度掛金相当額が2.75万円を超過している場合は、企業型DCの拠出限度額を従前の2.75万円とする経過措置が設けられますが、個人型DCに関しては当該経過措置は設けられません。

したがって、事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金額+DB等の他制度掛金相当額）によっては、法施行日以降個人型DCの掛金が減少したり、拠出できなくなる可能性があります。そのため、個人型DCの掛金を拠出できなくなった場合は、資産額が一定額（25万円）以下である等の個人型DCの脱退一時金の支給要件を満たせば脱退一時金を受給することができます。（ただし企業型DCに加入している者は、個人型DCの掛金を拠出できなくなった場合も、個人型DCの個人別管理資産を企業型DCに移換し、運用を継続することができるため、企業型DCに加入している者は脱退一時金を受給することができません。）

8. その他の主な改正事項

(1) 運用の方法の除外方法の改善（2021年7月施行済）

従前まで除外対象商品保有者の3分の2の同意で除外する場合、過去分（改正法施行日（2018年5月1日）の残高を超える部分）については、除外日時点での現金化が必要でしたが、必ずしも過去分の現金化を伴わない方法が適当な場合があるという議論の元、「過去分の現金化を伴わない『閉鎖型』除外」の選択肢が追加されています。

(2) 企業型DC業務報告書の見直し（2022年3月施行予定）

企業型DCの事業主が提出する業務報告書については、手続き簡素化の観点から記載事項が限定され、当局あて提出も企業型記録関連運営管理機関（RK）から行われることとなります。なお従前の業務報告書の記載事項のうち「資産の運用に資する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況」（いわゆる継続投資教育）など事業主に課せられた努力義務については、概ね5年に一度程度、地方厚生（支）局からの依頼に基づき、

DC法改正の足元の動向について

事業主から直接地方厚生(支)局に報告することとなりました【図表12】。

(3) 中小企業向け制度の従業員要件拡大(2020年10月施行済)

中小企業向けに設立手続きを簡素化した「簡易型企業年金(簡易型DC)」や、企業型年金の実施が困難な中小企業が個人型DCに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)」について、制度を実施可能な従業員規模が従前の100人以下から300人以下に拡大されています。

(4) 企業型DC規約変更手続きの簡素化(2020年10月施行済)

企業型DCの規約変更の届出の手続きを一部簡素化し、軽微な変更、特に軽微な変更のうち、厚生労働省令で定めるものについては、届出が不要となりました。また、一部事項について、「特に軽微な変更」として取り扱われることとなりました。

【届出が不要となった事項】

- ・資産管理機関の名称及び住所
- ・企業型DCを実施する事業主、企業型DCが実施される事業所の住所(市町村の名称の変更等に伴い変更する場合に限る)
- ・確定拠出年金運営管理機関の名称及び住所

【特に軽微な変更として取り扱われることとなった事項】

- ・企業年金の事業年度に関する事項
- ・条項の移動等の規約内容の実質的変更を伴わない事項

8.最後に

今般の法改正では、近年の社会情勢を踏まえ、定年延長等の高齢期における雇用環境の変化とそれに伴う安定的な所得の確保や制度の公平性確保を目的に、これまでにない大きな改正が行われます。加入可能年齢引上げや個人型DCの同時加入、企業型DCの拠出限度額の見直し等は、いずれも企業の人事施策と密接に関連するものであり、改正内容を改めてご確認のうえ、今後一層のDC制度活用をご検討いただきたいと思います。

以上

図表12 RKより直接提出される業務報告書の記載事項

- 1 企業型年金規約に係る承認番号
 - 2 厚生年金適用事業所の名称
 - 3 事業年度
 - 4 企業型年金加入者等の状況
 - 5 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況
 - 6 返還資産額の状況
 - 7 個人別管理資産の状況
 - 8 指定運用方法の状況
 - 9 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況
- なお、施行日は2022年3月1日ですが、以下の経過措置が講じられます
- 2022年3月1日以後に終了する事業年度に係る事業主報告書簡素化された事業主報告書での対応となります。RKから直接記載事項内容を厚生労働省に提出します
 - 2022年3月1日前に終了した事業年度に係る事業主報告書従前どおり、「様式第7号」に基づき、事業主様より地方厚生(支)局宛てに事業主報告書を提出いただく必要があります

事業主から直接地方厚生(支)局あて回答いただく事項

- (1) 実施事業所に関する事項
 - ① 企業型年金規約に係る承認番号、② 実施事業所の名称、③ 実施事業所の郵便番号・所在地、④ 電話番号、担当者、メールアドレス
 - (2) 継続投資教育に関する事項
 - ① 継続投資教育の実施状況、② 継続投資教育の手法、③ 継続投資教育の内容
 - (3) 運営管理機関の定期的な評価に関する事項
 - ① 運営管理機関の評価等の実施状況、② 評価等を実施していない場合の状況
 - (4) 運用商品のモニタリングに関する事項
 - ① 運用商品のモニタリングの実施状況、② 運用商品のモニタリングの実施方法
- 回答方法は以下となる見込みです(初回答期限は2022年11月末を想定)
- ・地方厚生(支)局において全ての実施事業所を概ね5年で一巡することを想定し、当該年度に運営状況の確認を行う対象事業所を選定
 - ・地方厚生(支)局は、E-mail、郵送などにより、対象事業所の事業主(2以上の事業主が1つの企業型年金を実施する場合は代表事業主)宛てに通知を送付し、運営状況の確認依頼を実施
 - ・対象事業所の事業主は回答様式(Excel形式)を地方厚生(支)局ホームページからダウンロードし、設問に回答
 - ・設問に回答した後、E-mailにて回答を送付(なお、2以上の事業主が1つの企業型年金を実施する場合、事業主は代表事業主に回答を送付し、代表事業主が取りまとめた回答を送付)